

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室）

項 目 名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく経済金融活性化特別地区における課税の特例について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。 【延長要望】 （ア～ウは選択制） ア 所得控除（法人税） ・事業認定法人の所得×40%×経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入（法人設立後 10 年間） イ 投資税額控除（法人税） ・対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・500 万円を超える建物等 8 %、50 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 15 % ・法人税額の 20 %が上限額、繰越 4 年、取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 ウ 特別償却（法人税、所得税） ・500 万円を超える建物等 25 %、50 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 50 % ・取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 エ エンジェル税制（所得税） ・事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者（＝指定会社）へ投資を行った個人に対する租税特別措置 (7) 指定会社へ投資した年（a と b は選択制） - a 「投資額－2,000 円」を総所得金額から控除 - b 投資額を他の株式譲渡益から控除 (イ) 指定会社の株式を売却した年 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算（繰越 3 年） 【関係条文】 ・沖縄振興特別措置法 第 57 条、第 57 条の 2 ・租税特別措置法 第 12 条、第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2、第 37 条の 13 の 3、第 41 条の 18 の 4、第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条 ・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 25 条の 12、第 25 条の 12 の 2、第 25 条の 12 の 3、第 26 条の 28 の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 36 条 ・租税特別措置法施行規則 第 5 条の 13、第 18 条の 15、第 18 条の 15 の 2 の 2、第 20 条の 4、第 20 条の 16、第 21 条の 17 の 3		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （▲4,900 百万円） （－ 百万円）

新 を 設 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 北部地域の持続的な発展や県土の均衡ある発展に向けて、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」の企業の立地及び設備投資を促し、最終的に一人当たり市民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 名護市が所在する北部圏域は、これまで、当該措置や沖縄振興事業、北部振興事業の実施により産業基盤が強化され、製造業、金融・情報通信関連産業等の経済金融活性化関連産業の振興、生活環境の整備による定住条件の整備が図られてきたところである。しかし、未だ他圏域と比較し経済基盤が弱く、所得水準も低いため、当該措置により一人当たり市民所得の向上する必要がある。		
今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	【政策】 10 沖縄政策 【施策】 10 沖縄振興に関する施策の推進
		政 策 の 達 成 目 標	1. 達成目標 ・ 経済金融活性化関連産業の売上高 令和 11 年度：881 億円 ・ 本特例措置活用事業者の設備投資額 令和 11 年度：4 億円 ・ 経済金融活性化関連産業の新規立地企業数 令和 11 年度：25 社 （算出方法） 令和 4 年度の名護市の一人当たり市民所得（203 万円）（実績）と令和 13 年度に一人当たり市民所得 291 万円という値を基に必要な年平均増加額（9 万 8 千円）から、令和 11 年度の名護市の一人当たり市民所得 271 万 4 千円を推計。 令和 11 年度の名護市の一人当たり市民所得を達成するために必要な令和 11 年度の経済金融活性化関連産業の売上高の目標を 881 億円と推計。 令和 11 年度の経済金融活性化関連産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を 4 億円と設定。 令和 13 年度の情報通信関連企業の集積を 253 社としており、そこから年平均の新規立地企業数を設定。 2. 測定指標 ・ 経済金融活性化関連産業の売上高 ・ 本特例措置活用事業者の設備投資額 ・ 経済金融活性化関連産業の新規立地企業数 3. 変更理由 従前の達成目標は、経済金融活性化関連産業の集積、設備投資を行った企業の付加価値額の増加及び事業拡大・新たな事業展開等の促進を設定していた。 今回の要望では、令和 4 年度から新たに導入した県知事認定及び租税特別措置の自己点検を踏まえて、政策体系や政策目的及び根拠法（沖縄振興特別措置法）が同一である他の沖縄振興税制との整合性を図りつつ、政策目的として一人当たり市民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間		
		同上の期間中の達成目標	・経済金融活性化関連産業の売上高		
			令和9年度	令和10年度	令和11年度
			818億円	849億円	881億円
			・本特例措置活用事業者の設備投資額		
			令和9年度	令和10年度	令和11年度
			4億円	4億円	4億円
			・経済金融活性化関連産業の新規立地企業数		
			令和9年度	令和10年度	令和11年度
			25社	25社	25社
	政策目標の達成状況	○過去の達成状況			
		・経済金融活性化関連産業の売上高			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		525億円	649億円	692億円	
		・本特例措置活用事業者の設備投資額			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		3億円	8億円	18億円	
		・経済金融活性化関連産業の新規立地企業数			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		15社	▲21社	13社	
※経済金融活性化関連産業の対象地域内において、新規に立地した企業に加えて撤退した企業も含まれているため令和5年度がマイナスとなっている。					

	有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で所得控除 2 件（21,008 百万円）、投資税額控除 2 件（32 百万円）、特別償却 3 件（126 百万円）、エンジェル税制 2 件の適用を見込む。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、高付加価値な企業の誘致や立地した企業の事業拡大に向けた設備投資を促進することにより、経済金融活性化関連産業の売上高を増加させる効果がある。 なお、経済金融活性化関連産業の売上高は令和 4 年度から令和 6 年度において 167 億円増加した。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なるところ、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、事業者へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる当該措置が的確な手段である。 また、当該措置は、地域指定・事業認定等のスキームを通して、沖縄の経済金融の拠点形成に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、一定の規律が担保されており、必要最小限の措置となっている。 なお、本制度は対象地域である名護市のみに適用される特別措置であり、他の税制に比して対象事業者数が少ないこと、加えて所得控除及び投資税額控除については、事業開始後しばらくの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主要因であると考えられる。 一方、制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、政策目的である経済金融活性化産業の集積に効果があるものと考えられる。引き続き制度を誘因として企業誘致を推進するとともに、立地企業への周知によって新たな投資を促し、更なる経済金融の活性化を図る。

租税特別措置の適用実績

(過去3年の適用実績)

(単位:件、百万円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
所得控除	適用件数	3	3	5
	減収額	16	4,874	4,899
投資税額控除	適用件数	5	2	2
	減収額	105	29	35
特別償却	適用件数	0	1	3
	減収額	0	0	34
エンジェル税制	適用件数	0	0	0
	減収額	0	0	0

※令和5年度～令和6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、令和7年度は沖縄県調査による件数及び金額(エンジェル税制を除く)

※エンジェル税制については各年とも沖縄県調べによる件数及び金額

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

(過去3年の適用実績)

(単位:件、百万円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
所得控除	適用件数	2	3	3
	適用額	88	67	21,008
投資税額控除	適用件数	4	5	2
	適用額	20	105	29
特別償却	適用件数	0	0	1
	適用額	0	0	1
エンジェル税制	適用件数	0	0	0
	適用額	0	0	0

根拠条文: 12、37の13、37の13の2、41の19、42の9、45、60

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

本特例措置は、北部地域の持続的な発展や県土の均衡ある発展に向けて、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」の企業の立地及び設備投資を促しながら、経済金融活性化産業の売上を増加させ、最終的に一人当たり市民所得の向上を目指すという政策目的を達成するための手段である。そのため、本特例措置を利用した企業の付加価値増加額を計測することで、政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。

令和6年度の一人当たり市民所得は未確定であるものの、本特例措置活用事業者の設備投資額は、令和4年度から令和6年度までの合計28億円であり、その投資による効果として令和4年度以降の当該措置活用事業者の令和6年度の付加価値増加分は約17億円であり、本特例措置が名護市一人当たり市民所得の増加に一定程度寄与しているものと判断できる。

	前回要望時の達成目標	令和8年度までに 達成目標①：経済金融活性化産業の集積 測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数 目標値①：18社 達成目標②：設備投資を行った企業の付加価値額の増加 測定指標②：制度を活用した企業の付加価値額の増加率 目標値②：2.25% 達成目標③：事業拡大・新たな事業展開等の促進 測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数 目標値③：2件
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	実績①：1社 実績②：対象となる企業は4社おり、いずれも付加価値額の増加率2.25%を達成 実績③：0件 目標に達していない場合の理由 ①新型コロナウイルス感染症の拡大によって名護市の経済が落ち込み、事業者が設備投資や名護市への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じたものと考えられる。また、令和4年度から県知事認定制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追い付いていないこと、及び制度の周知広報不足から申請件数が減少したことがあげられる。 ③投資を受ける側の事業者の認定要件に一定のハードルがあること、事業認定及び指定の申請に時間を要するため投資時機を逸することなど、申請等に要する負担が大きいこと等の理由から制度の活用には至らなかった。
これまでの要望経緯	○平成26年度 ・経済金融活性化特別地区を創設 ・金融特区を廃止 ○平成29年度 ・2年間延長 ○平成31年度 ・2年間延長 ○令和3年度 ・1年間延長 ○令和4年度 ・3年間延長 ○令和7年度 ・2年間延長	

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに経済金融活性化関連産業の売上高、長期アウトカムに一人当たり市民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和4年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和4～5年度（2年間）】：達成
- 長期【令和4～6年度（3年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナの拡大によって名護市の経済が落ち込み、事業者が設備投資や名護市への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和4年度から県知事認定制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追い付いていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

そこで、今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、県知事認定制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努めることとする。

○中期アウトカムを達成した上で、措置を更に延長すべき理由

令和5年度時点の中期アウトカムの目標は達成したものの、令和13年度時点の一人当たり市民所得の目標（※）を達成するためには、引き続き、設備投資による経済金融活性化関連産業の高度化及び事業規模拡大並びに新規立地企業の増加により、経済金融活性化関連産業の売上高向上を図る必要があることから、本特例措置を引き続き継続する必要がある。

※291万円：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値。